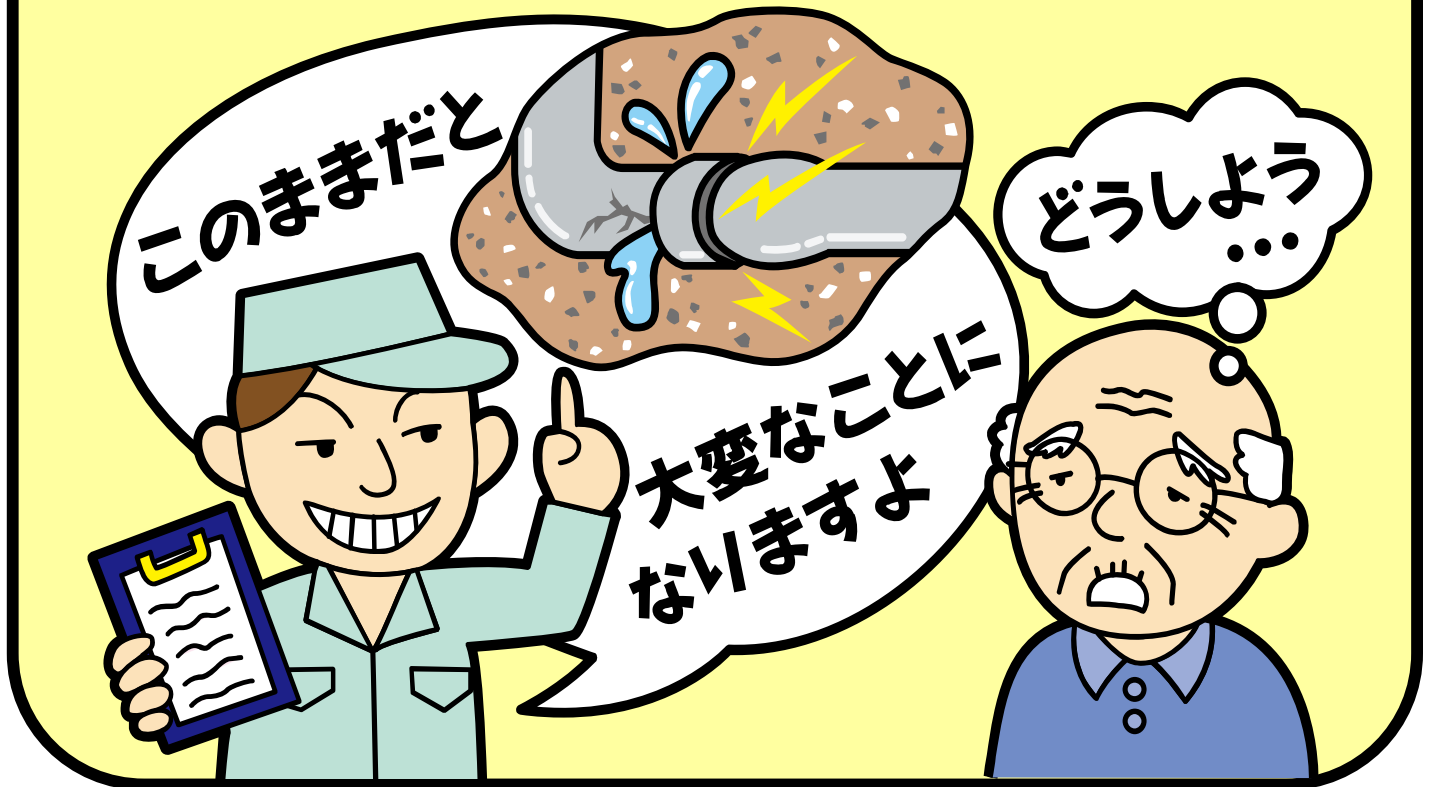




排水管の点検や洗浄の 勧誘に気をつけて!!



「突然訪問してきた事業者に『放置すると大変なことになる』と言われ、排水管洗浄の契約をしたが、不審なのでやめたい」と相談がありました。

実際には必要ではない作業をされたり、法外な金額を請求されることがあります。

訪問販売はクーリング・オフの適用があり、契約後でも一定期間は無条件で解約できます。不安にさせる勧誘には安易に応じないようにしましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ